

長崎市農業委員会 令和6年1月総会 議事録

- 1 日 時 令和6年1月29日(月) 14:00 開会
15:10 閉会
- 2 会 場 長崎市役所7階 大会議室(長崎市魚の町4番1号)
- 3 役 員 会長 平尾 政博
会長職務代理者 山口 眞佐栄
- 4 出席農業委員(19名)

井川 義英	池田 憲二	岩永 一也	岩本 隆	植田 正和
尾崎 正孝	上川 満治	柴原 恵	永岡 亜也子	野中 麻美
平尾 政博	増田 茂	松尾 隆治	峰 忠幸	森山 安男
森保 欣也	柳川 八百秀	山口 眞佐栄	山崎 実男	
- 5 欠席農業委員(0名)
- 6 出席推進委員(23名)

今村 秀喜	浦川 英敏	川添 孝則	城戸 利美	久保 正
田中 幹生	鶴田 安明	中村 数昭	中山 辰也	野口 弘人
野口 洋太郎	野本 英世	濱口 敏夫	濱口 雅洋	本田 雅博
松浦 行信	松本 貞幸	松本 守	三浦 信男	村田美津枝
森内 悟己	山口 憲昭	山下 和孝		
- 7 欠席推進委員(1名)
熊本 昭憲
- 8 出席職員
【農委事務局】 前田事務長 川本農政管理係長 木下農地係長 赤池専門官
- 9 資 料 別添資料のとおり

○事務長 定刻となりましたので、ただ今から、令和6年1月農業委員会総会を開会いたします。議事進行につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第5項及び農業委員会会議規則第4条に基づき、平尾会長にお願いいたします。

○議長 みなさん、こんにちは。本日は、大変お忙しい中、1月の農業委員会総会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。それでは、委員定足数の報告を事務局からお願いいたします。

○事務長 本日の総会につきましては、農業委員の出席は19名であり、全員が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び長崎市農業委員会会議規則第6条により、総会は成立しておりますことを御報告いたします。また、推進委員の出席は、23名です。

○議長 それでは、議案の審議に入る前に、議事録署名人を私の方から指名させていただきます。森山委員と柳川委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○森山委員・柳川委員（承諾）

○議長 ありがとうございます。それでは、総会を進めさせていただきます。なお、会議が円滑に進行しますように皆様方の御協力をお願いいたします。本日は付議事項が4件ございます。まず初めに、第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第1号議案1番について御説明いたします。議案書は1ページを御覧ください。本件は〇〇〇の〇〇さんが所有する現川町の農地1筆148㎡について、〇〇〇の〇〇さんが売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人が遠隔地居住により耕作管理ができないためであり、譲受人が農業経営の規模拡大のためでございます。申請地につきましてはスクリーンを御覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は4人で740日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては、野口推進委員から報告をお願いします。

○野口推進委員 現地調査について御報告いたします。1月17日に私と池田委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、普通畑で梅の栽培を行う予定とのことでした。また、第6号の地域との調和要件につきましては、特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第1号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、何か御意見、御質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。第1号議案について、当委員会において許可することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第1号議案について、当委員会において許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案「農地法第4条第1項の規定による転用許可申請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第2号議案1番について御説明いたします。議案書の2ページを御覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する琴海村松町の農地1筆について、宅地として使用する目的で申請が出されたものでございます。また、本件は、昭和57年頃から既に宅地として利用しており、追認許可申請となっております。なお、申請書受付前に県に確認した結果、追認許可相当との判断がなされております。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が、拡大したものになります。当該地は、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共用施設若しくは公益的施設が連たんしている区域内の、第3種農地に該当するものと判断されます。次が、平面図でございます。青で囲んだ部分が、〇〇氏の宅地となっておりますが、昭和57年頃から宅地への進入路及び庭として使用しております。雨水排水につきましては、自然浸透及び自然流下により道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水は発生いたしません。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、濱口推進委員から報告をお願いします。

○濱口推進委員 現地調査について御報告いたします。1月16日に私と森山委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、宅地への転用を行うものですが、周辺は宅地化が進んでおり、隣接する農地もないことから、転用については特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上です。

○農地係長 続きまして、2番について御説明いたします。議案書は、引き続き2ページを御覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する高浜町の農地1筆について、宅地として使用する目的で申請が出されたものでございます。また、本件は、平成8年頃から既に宅地として利用しており、追認許可申請となっております。なお、申請書受付前に県

に確認した結果、追認許可相当との判断がなされております。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が、拡大したものになります。当該地は、農用地区域外の農地で甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない、第2種農地に該当するものと判断されます。次が、平面図でございます。青で囲んでいる隣接する住宅の物置、庭及び通路として利用されております。雨水排水につきましては、自然浸透及び自然流下により放流し、汚水・生活雑排水は発生いたしません。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、三浦推進委員から報告をお願いします。

○三浦推進委員 現地調査について御報告いたします。12月18日に私と事務局とで現地確認を行いました。本件は、平成8年頃から既に宅地として利用しており、追認許可となりますが、これまで何ら問題もなく、転用については特に問題ないことを確認いたしました。以上です。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第2号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、何か御意見、御質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。第2号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第2号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きまして、第3号議案「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定による農用地利用集積計画の作成について」ですが、1番につきましては、〇〇委員が対象の案件となっておりますので、他の議案と分けて審議を行います。それでは、〇〇委員は一時退席をお願いします。

— 〇〇委員退席 —

○議長 それでは、第3号議案1番について、議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第3号議案1番について御説明いたします。議案書の3ページを御覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する、宮崎町の農地1筆557㎡について、長崎県農業振興公社が20年間の使用貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管

理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆557㎡について、20年間の使用貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、9,846㎡となり、利用につきましては、ビワの栽培を予定しております。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、松浦推進委員から報告をお願いします。

○松浦推進委員 現地調査について御報告いたします。1月17日に私と山口推進委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、利用権の新規設定を行うもので、利用については、ビワの栽培を予定しています。現地の状況につきましては、特に問題ないことを確認しております。報告は以上です。

○議長 ありがとうございます。ただ今第3号議案1番についての説明と現地調査の報告がございましたが、何か御意見、御質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。第3号議案1番について、計画相当と認めることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第3号議案1番について、計画相当と認めることに決定いたします。それでは、引き続き議案の審議を行いますので、〇〇委員の復席をお願いします。

— 〇〇委員復席 —

○議長 続きまして、第3号議案2番から15番についての説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 続きまして、2番について御説明いたします。議案書は、引き続き3ページを御覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する、川原町の農地1筆953㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の使用貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆953㎡について、10年間の使用貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、3,834㎡となり、利用につきましては、露地野菜の栽培を予定しております。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございま

す。〇〇の〇側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、3番の議案説明後、併せて御報告いたします。

続きまして、3番について御説明いたします。議案書の4ページを御覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する、藤田尾町の農地1筆4,879㎡について、長崎県農業振興公社が20年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆4,879㎡について、20年間の賃貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、10,481㎡となり、利用につきましては、ビワの栽培を予定しております。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、山口推進委員から報告をお願いします。

○山口推進委員 2番と3番の現地調査について報告します。1月17日に私と森保委員、事務局とで現地確認を行いました。2番は、利用権の新規設定を行うもので、利用については、露地野菜の栽培を予定しています。3番は、利用権の新規設定を行うもので、利用については、ビワの栽培を予定しています。現地の状況につきましては、特に問題ないことを確認しております。報告は以上です。

○農地係長 続きまして、4番について御説明いたします。議案書は、引き続き4ページを御覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する、大崎町の農地9筆1,902㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の使用貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地9筆1,902㎡について、10年間の使用貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、9,641㎡となり、利用につきましては、ビワとミカンの栽培を予定しております。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が、拡大したものになります。拡大写真が、もう1枚ございます。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、5番の議案説明後、併せて御報告いたします。

続きまして、5番について御説明いたします。議案書の5ページを御覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する、千々町の農地1筆1,518㎡について、長崎県農業振興公社が20年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆1,518㎡について、20年間の賃貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、1,518㎡となり、利用につきましては、柑橘類の栽培を予定しております。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、濱口推進委員から報告をお願いします。

○濱口推進委員 4番と5番の現地調査について御報告いたします。1月15日に私と山崎委員、事務局とで現地確認を行いました。4番は、利用権の新規設定を行うもので、利用については、ビワとミカンの栽培を予定しています。5番は、利用権の新規設定を行うもので、利用については、柑橘類の栽培を予定しています。現地の状況につきましては、特に問題ないことを確認しております。報告は以上です。

○農地係長 続きまして、6番について御説明いたします。議案書は、引き続き5ページを御覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する、琴海形上町の農地5筆4,443㎡について、長崎県農業振興公社が5年間の使用貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地5筆4,443㎡について、5年間の使用貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、4,443㎡となり、利用につきましては、水稻を予定しております。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、7番の議案説明後、併せて報告いたします。

続きまして、7番について御説明いたします。議案書の6ページを御覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する、琴海形上町の農地2筆1,430㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の使用貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地2筆1,430㎡について、10年間の使用貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、1,430㎡となり、利用につきましては、イチゴの栽培を予定しております。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、田中推進委員から報告をお願いします。

○田中推進委員 6番から7番の現地調査について御報告します。1月16日に、私と野中委員、事務局とで現地確認を行いました。6番は利用権の新規設定を行うもので、利用については、水稻を予定しています。7番は利用権の新規設定を行うもので、利用については、イチゴの栽培を予定しています。現地の状況につきましては、特に問題ないことを確認しております。報告は以上です。

○農地係長 続きまして、8番について御説明いたします。議案書は、引き続き6ページを御覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する、琴海戸根原町の農地1筆1,364㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の使用貸借により利用権の再設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆1,364㎡について、10年間の使用貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、15,686㎡となり、利用につきましては、イチゴの栽培を予定しております。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でござ

います。〇〇の〇側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、濱口推進委員から報告をお願いいたします。

○濱口推進委員 現地調査について御報告いたします。1月16日に私と森山委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、利用権の再設定を行うもので、利用については、イチゴの栽培を行っています。現地の状況につきましては、特に問題ないことを確認しております。報告は以上です。

○農地係長 続きまして、9番について御説明いたします。議案書の7ページを御覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する、琴海戸根原町の農地2筆3,857㎡について、長崎県農業振興公社が20年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地2筆3,857㎡について、20年間の賃貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、3,857㎡となり、利用につきましては、イチゴの栽培を予定しております。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、12番の議案説明後、併せて御報告いたします。

続きまして、10番について御説明いたします。議案書は引き続き、7ページを御覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する、琴海戸根原町の農地1筆1,430㎡について、長崎県農業振興公社が5年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆1,430㎡について、5年間の賃貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、10,068㎡となり、利用につきましては、露地野菜の栽培を予定しております。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、12番の議案説明後、併せて御報告いたします。

続きまして、11番について御説明いたします。議案書の8ページを御覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する、琴海戸根原町の農地1筆1,361㎡について、長崎県農業振興公社が5年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆1,361㎡について、5年間の賃貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、6,317㎡となり、利用につきましては、イチゴの栽培を予定しております。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、12番の議案説明後、併せて御報告いたします。

続きまして、12番について御説明いたします。議案書は、引き続き8ページを御覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する、琴海戸根原町の農地2筆3,665㎡について、長崎県農業振興公社が5年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権

を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地2筆3,665㎡について、5年間の賃貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、21,577㎡となり、利用につきましては、水稻を予定しております。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、田中推進委員から報告をお願いします。

○田中推進委員 それでは、9番から12番の現地調査について報告します。1月16日に私と平尾委員、事務局とで現地確認を行いました。9番は、利用権の新規設定を行うもので、利用については、イチゴの栽培を予定しています。10番は、利用権の新規設定を行うもので、利用については、露地野菜の栽培を予定しています。11番は、利用権の新規設定を行うもので、利用については、イチゴの栽培を予定しています。12番は、利用権の新規設定を行うもので、利用については水稻を予定しています。現地の状況につきましては、特に問題ないことを確認しております。報告は以上です。

○農地係長 続きまして、13番について御説明いたします。議案書の9ページを御覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する、長浦町の農地1筆802㎡について、長崎県農業振興公社が5年間の使用貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆802㎡について、5年間の使用貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、8,943㎡となり、利用につきましては、露地野菜の栽培を予定しております。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、14番の議案説明後、併せて報告いたします。

続きまして、14番について御説明いたします。議案書は、引き続き9ページを御覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する、長浦町の農地1筆2,176㎡について、長崎県農業振興公社が5年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆2,176㎡について、5年間の賃貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、2,176㎡となり、利用につきましては、水稻を予定しております。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、久保推進委員から報告をお願いします。

○久保推進委員 13番と14番の現地調査について御報告いたします。1月16日に私と平尾委員、事務局とで現地確認を行いました。13番は、利用権の新規設定を行うもので、利用については、露地野菜の栽培を予定しております。14番は、利用権の新規設定を行うもので、利用については、水稻を予定しております。現地の状況につきましては、特に問題

ないことを確認しております。あの、すみません、航空写真が、〇〇となっておりますが、〇〇かなと思います。あと、〇〇さんの年齢が多分、間違っていると思います。以上です。

○農地係長 すみません。学校は、〇〇の間違いです。年齢は、確認して御報告させていただきます。

続きまして、15番について御説明いたします。議案書の10ページを御覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する、茂木町の農地2筆2,389㎡について、〇〇〇の〇〇さんが5年間の賃貸借により利用権の再設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、3,750㎡となり、利用につきましては、イチゴの栽培を予定しております。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、中山推進委員から報告をお願いします。

○中山推進委員 現地調査について報告します。1月16日に私と上川委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、利用権の再設定を行うもので、利用については、イチゴの栽培を行っています。現地の状況につきましては、特に問題ないことを確認しております。報告は以上です。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第3号議案2番から15番についての説明と現地調査の報告がございましたが、何か御意見、御質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。第3号議案2番から15番について、計画相当と認めることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第3号議案2番から15番について、計画相当と認めることに決定いたします。続きまして、第4号議案「非農地の判断について」、議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 すみません。第4号議案の説明に入る前に、先程、久保推進委員から指摘がありました、第3号議案の13番、〇〇さんの年齢なんですけれども、〇歳と記載していますが、〇歳の間違いでございます。失礼しました。修正をお願いします。

それでは、第4号議案の個別案件について御説明いたします。議案書の11ページを御覧ください。11ページの表の下の方に集計をしておりますが、申出件数が3件、合計筆数が9筆、合計面積が6,096㎡について、非農地通知申出が提出されております。

1番は、〇〇〇の〇〇さんが所有する、園田町の農地7筆で、面積は5,511㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地の写真が7枚程ございます。現地調査につきましては、1月15日に井川委員、熊本推進委員をお願いしております。

続きまして2番は、〇〇〇の〇〇さんが所有する、出雲3丁目の農地1筆で、面積は238㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、中村推進委員から報告をお願いします。

○中村推進委員 現地調査について御報告いたします。1月16日に私と柳川委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は森林化しており、農地への復元が困難な状況でありました。報告は以上です。

○農地係長 続きまして3番は、〇〇〇の〇〇さんが所有する、檜山町の農地1筆で、面積は347㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、〇〇推進委員から報告をお願いします。

○野本推進委員 現地調査について御報告いたします。1月15日に私と井川委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は森林化しており、農地への復元が困難な状況でありました。報告は以上です。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第4号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、何か御意見、御質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。第4号議案について、原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第4号議案について、原案のとおり承認することに決定いたします。それでは引き続き、報告事項に入ります。報告事項1「事務局長専決事項の報告について」事務局から説明をお願いいたします。

○農地係長 それでは、報告事項1について御報告いたします。報告事項の資料の1ペー

ジから2ページを御覧ください。農地法第4条第1項第7号の市街化区域内の転用の届出が、8件提出されました。続きまして、資料の3ページを御覧ください。農地法第5条第1項第6号の市街化区域内での権利の移動が伴う転用の届出が、1件提出されました。合計9件提出され、すべて事務局長専決処分といたしました。以上で報告を終わります。

○議長 ありがとうございます。続きまして、報告事項2「長崎県農業会議常設審議委員会について」私の方から報告いたします。会議は、1月10日に開催されました。資料は、4ページと5ページになります。農地法第4条及び第5条転用許可申請諮問案件につきましては、今月は当委員会からの諮問案件はありませんでした。諮問案件の件数等につきましては、資料を御確認ください。報告は以上です。

続きまして、報告事項3「令和5年度農業委員会会長・事務局長会議、研修会（後期）について」事務局から報告をお願いします。

— 事務局から報告 —

- ・ 農業委員会系統をめぐる情勢と今後の取り組み方向
 - ・ 農地の確保と適正・有効利用についての農振法・農地法における検討状況等
 - ・ 令和6年度農業委員会会計予算について、等

○議長 ありがとうございます。ただ今の件について、皆様から、何か御意見、御質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、続きまして、報告事項4「令和5年農作業料金・農業労賃に関する調査について」事務局から説明をお願いします。

○農政管理係長 それでは、報告事項4について御説明させていただきます。資料の12ページを御覧ください。この調査は、全国農業会議所による全国統一調査として毎年実施されているもので、農業・農村における労働状況を把握し、適正かつ合理的な標準賃金・料金の作成、農業労働力確保の推進を行い、足腰の強い農業・農業経営の実現に資することを目的としたものです。本調査につきましては、資料14ページのとおり、例年同様、森山委員の御協力をいただき、琴海地区の情報を作成していただいておりますので御報告させていただきます。参考としまして、15ページに、昨年度の内容を添付しておりますので併せて御参照ください。森山委員におかれましては、誠にありがとうございました。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。この件について、皆様から何か御意見、御質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、続きまして、その他の事項に入ります。その他の事項 1「農地利用意向調査の未回答者への個別訪問による調査について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 その他の事項 1 について御説明いたします。その他の事項の資料の 1 ページを御覧ください。農地利用意向調査は、農地法第 32 条の規定に基づき、遊休農地所有者に対し、農地の利用意向について調査を行うもので、農地利用状況調査の結果、遊休農地と判断された 157 世帯の農地の所有者を対象として、昨年 12 月 22 日に利用意向調査票を送付しております。調査票の回答期限は、今月 1 月 31 日としておりましたが、1 月 23 日現在、回答があった世帯は 48 世帯で回収率は 35%となっております。現時点で未回答の調査対象者に対し、委員の皆さんに個別訪問をお願いさせていただくこととなりますが、その手順について御説明いたします。

まず、1 に記載しておりますが 未回答者の調査票とリストをそれぞれの地区の農業委員さんにお渡ししております。担当の推進委員さんと調整をお願いしたいと思います。なお、再度のお願いにおける提出期限は 3 月 1 日までとしております。2 に記載しておりますとおり、2 月 1 日以降に未回答者宅を訪問いただき、調査の対象となっている農地についての利用意向を確認していただきます。なお、訪問開始までに未回答者から事務局に提出があったものについては、随時回答地区の委員の方へ回答済みである旨の連絡をさせていただきます。利用意向の選択肢は、①農地中間管理事業を利用、②自ら買い手または借り手を見つける、③自ら耕作する、④その他、⑤現在耕作中の 5 つの選択肢になります。どの回答を選んだら良いかわからないという方がいらっしゃった場合は、①の農地中間管理事業の利用を勧めていただきますようお願いいたします。また、対象の農地の場所がわからないという方につきましては、④を記載していただき、備考欄に場所がわからない旨の記載をしてもらってください。また、訪問先で対象者から、本調査等に対する苦情等により協力を頂けない場合は、改めて事務局で対応しますので、事務局に連絡をお願いします。

次に、3 に記載しておりますが、回収につきましては、訪問された委員さんが回収した場合は事務局へ都合がいい時に提出してください。また、対象者には返信用封筒を同封しておりますので、そのまま対象者の方から郵送で返送いただくようお願いいたします。色々な調査票がありまして、御多忙な中申し訳ありませんが、御協力をよろしく申し上げます。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。この件について、何か皆様から御意見、御質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、その他の事項2「令和6年度運営委員会・総会日程について」事務局から説明をお願いいたします

○農政管理係長 ー 令和6年度総会の日程について説明 ー

○議長 ありがとうございます。この件について、何か皆様から御意見、御質問等ございませんか。

ー 意見等なし ー

○議長 ないようでしたら、その他の事項3「能登半島地震義援金の募集について」事務局から説明をお願いいたします

○農政管理係長 それでは、その他の事項3について御説明いたします。資料の4ページを御覧ください。全国農業会議所より長崎県農業会議を通じて、能登半島地震の義援金の募集がっておりますので、長崎市農業委員会としての対応を御協議いただくものです。このことにつきましては、先日1月22日に開催しました運営委員会で協議をいただき、これまでの義援金の対応と同様、互助会会計から委員一口千円の43人分4万3千円を拠出してはどうか、という案をいただいております。なお、本来であれば、互助会の臨時総会を開催し、御協議いただくものでありますが、この場を臨時総会に変えて御協議いただくことを御了承いただき、御審議いただきたいと思いますのでよろしく申し上げます。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。この件について、何か皆様から御意見、御質問等ございませんか。

ー 意見等なし ー

○議長 今、事務局から説明がありましたとおり、運営委員会では、前回は例にして一口千円ずつの義援金をお送りしてはどうかということで、案として出たわけですがけれども、皆様方どうでしょうか。この案でよろしいでしょうか。異議ありませんか。

ー 異議なし ー

○議長 ありがとうございます。それでは、そのように義援金の額を委員一人千円の合計4万3千円に決定させていただきます。ありがとうございました。

続きまして、その他の事項4「全国農業新聞の定期購読目標の達成状況について」及び

その他の事項 5「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録カードの提出について」事務局から説明をお願いいたします

○農政管理係長 まず、その他の事項 4 について説明いたします。資料の 5 ページを御覧ください。令和 5 年度の目標部数は 120 部となっております。現在の購読部数は、先月の報告以降、増減がございませんでしたので、113 部となっております。来月 2 月 19 日までに申し込みがあった分が、令和 5 年度の実績となります。残り 1 か月程度ですが、目標達成に少しでも近づくよう御協力をお願いします。

次に、その他の事項 5 について御説明いたします。資料の 6 ページ及び 7 ページに、令和 5 年度下半期の活動記録集計表を掲載しております。確認いただき、御自身の把握している活動日数と相違がある場合や、上半期の集計表を確認したい場合は、後ほど事務局まで御連絡ください。その他の事項 4 及び 5 についての説明は以上です。

○議長 ありがとうございます。この件について、皆さんから何か御意見、御質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、その他に皆様方から何か御意見・御質問・御報告等ございませんか。何でも結構です。

— 意見等なし —

○議長 ないようですので、最後に、その他の事項 4「令和 6 年 2 月、3 月の行事予定について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 — 行事予定について説明 —

○議長 それでは、これで 1 月の農業委員会総会を終了させていただきます。長時間御苦労さまでした。